

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆規則 鳥取県中小家畜畜産技術講習規則
- ◆告示 健康保険法による保険医療機関等の指定

規則

鳥取県中小家畜畜産技術講習規則をここに公布する。

昭和三十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

鳥取県中小家畜畜産技術講習規則

(目的)

第一条 この規則は、中小家畜畜産経営の向上に資するため、農村青少年に対し、鳥取県中小家畜試験場(以下「試験場」といふ。)において行う畜産技術の講習

について必要な事項を定めることを目的とする。

(講習生の指導者)

第二条 講習生の指導には、試験場の職員又は試験場の長(以下「場長」といふ。)が適当と認める者があたる。

(講習科目、時間数及び定員)

第三条 講習科目、時間数及び定員は、別表のとおりとする。

(講習生の選考)

第四条 講習生は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者であつて、身体強健かつ品行方正であるものの中から場長が選考する。

- 一 第一種講習生 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、現に農業に従事し、又は従事しようとするもの
- 二 第二種講習生 場長が適当と認める者

2 講習生の選考の期日、場所、方法その他選考に関し

必要な事項は、場長が定める。

(選考手続)

第五条 選考を受けようとする者は、講習生採用願(第一号様式)に次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて場長に提出しなければならない。

- 一 第一種講習生 戸籍抄本、履歴書、健康診断書及び最終学校卒業証明書又は卒業見込証明書
- 二 第二種講習生 履歴書及び健康診断書

(誓約書)

第六条 講習生は、講習生となった日から十日以内に、誓約書(第二号様式)を場長に提出しなければならない。

(講習の期間)

第七条 講習期間は一年とし、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日終わる。

2 第二種講習生に係る講習期間は、前項の規定にかかわらず場長が定める。

(休日)

第八条 休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 国民の祝日
- 二 日曜日
- 三 十二月二十九日から翌年一月三日まで

2 前項に規定する休日であつても、場長が必要と認める場合は、講習を行なうことがある。

(受講料)

第九条 受講料は、徴収しない。

(手当)

第十条 講習生に対しては、講習期間中予算の範囲内において報償金を支給することができる。

(修了証書)

第十一条 場長は、所定の課程を修了した者に対し、修了証書(第四号様式)を授与する。

(派遣講習)

第十二条 場長は、必要に応じ、適当な機関に講習生を派遣し、第三条に規定する課程を修めさせることができる。

とする。

(雜則)

第十三条 この規則に定めるもののほか、講習に関し必要な事項は、場長が定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

別表 講習科目、時間数及び定員

種別	講習科目	時間数(分)	定員
第一種講習生	畜産汎論	四〇時間	一〇名
	家畜飼養学	一〇四〇時間	
	飼料学	一四〇〇時間	
	家畜繁殖学	四〇〇時間	
	家畜生理学	二〇〇時間	
	家畜衛生学	八〇〇時間(五〇〇時間)	
	家畜人工授精	一二〇〇時間(八〇〇時間)	
	家畜各論	四〇〇時間	
	養豚	四〇〇時間	
	養鶏	四〇〇時間	
第二種講習生	畜産総論	四〇〇時間(二〇〇時間)	若干名
	場長が定める。	場長が定める。	

第1号様式

講習生採用願

貴場講習生として入場したいので、関係書類を添えてお願ひします。

年 月 日
 本籍 籍
 現住所 氏 名 印

氏 名 印
 年 月 日 生

鳥取県中小家畜試験場長

氏 名 殿

第2号様式

誓約書

私は、貴場に入場のうえは、鳥取県中小家畜畜産技術講習規則及び鳥取県中小家畜試験場の諸規則並びに場長又は指導者の指示を誠実に守り、これに違反したときは、退場を命ぜられても異議のないことを誓ひます。

収入印紙

年月日
(講習生) 本籍
現住所
氏名印

上記の者の身上に関する在場中の一切の責任は私がお引受けします。

(保証人) 本籍
現住所
職業
本人との関係
氏名印

鳥取県中小家畜試験場長
氏名印

第3号様式
休 (退) 場 願

このたび、次の理由によつて休 (退) 場したいので、許可して下さるようお願いいたします。

理由

年月日
本人氏名印
鳥取県中小家畜試験場長
氏名印

第4号様式

修了証書

年月日
氏名印

上記の者は、本場講習生(第二種)として所定の課程を修了したことを証する。

鳥取県中小家畜試験場長

氏名印

告示

鳥取県告示第五百七十四号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関及び保険薬局を指定したので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和三十八年十一月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名 称	所 在 地	開設者氏名	管理者氏名	診療科名	指定の 記号番号	指定年月日	採用 点数表	備考
近藤 医院	鳥取市下味野三三六	近藤 孝平	同 上	全科	取医一五	三八〇・一	乙	再指定
真島 "	上段一一一	真島 啓治	"	内科、小児科、皮 フ科、産婦人科	" 一六	"	"	"
庄司 "	湖山町一、四	庄司 泰子	"	内科、小児科	" 一七	"	"	"
堀内 "	二二 二五	堀内 孝正	"	内科、小児科、婦 人科	" 一八	"	"	"
田中 "	" 一、五	田中 敏夫	"	内科、外科、小児 科	" 一九	"	"	"
小泉 "	" 六四四	小泉 道徳	"	産婦人科、内科	" 二〇	"	"	"
太田垣 "	吉岡温泉町	太田垣 豊穂	"	内科	" 二二	"	"	"
渡辺 "	国安	渡辺 藤太郎	"	全科	" 二三	"	"	"
"	国安七四の一	"	"	"	"	"	"	"

世良 英弥	神 清一	細田 英明	川原 良雄	脇田 収吉	赤沢 弘毅	松浦 雄治	木下 正之	天満 和人	山本 義雄	井田 了	錦織 雄吉	松浦 竜	林 昇	笠木 慶治	生田 孝	豊田 昭	世良 英弥	神 清一	細田 英明	川原 良雄	脇田 収吉	赤沢 弘毅	松浦 雄治	木下 正之	天満 和人	山本 義雄	井田 了	錦織 雄吉	松浦 竜	林 昇	笠木 慶治	生田 孝	豊田 昭				
掛出町	米子市彦名町	石井二四六	夜見町二、五	大篠津町	富益町六九六	大崎一、四二	一、七九	皆生一、九九	車尾八二五	上新印	蚊屋二八五〇	東町五五	西三柳	朝日町	角盤町三丁目	立町二丁目	掛出町	米子市彦名町	石井二四六	夜見町二、五	大篠津町	富益町六九六	大崎一、四二	一、七九	皆生一、九九	車尾八二五	上新印	蚊屋二八五〇	東町五五	西三柳	朝日町	角盤町三丁目	立町二丁目				
近藤 寿子	田中 禾一	須山 勉	渡辺 豊	山本 晴久	大坪 蔵六	梶谷 治男	木村 義郎	高橋 貞	野々村太郎	野坂 美水	須山 秋子	伊藤 道子	阿部 喜男	中曾 栄吾	田辺 正雄	近藤 寿子	田中 禾一	須山 勉	渡辺 豊	山本 晴久	大坪 蔵六	梶谷 治男	木村 義郎	高橋 貞	野々村太郎	野坂 美水	須山 秋子	伊藤 道子	阿部 喜男	中曾 栄吾	田辺 正雄						
内科、小児科	産婦人科、外科	内科、小児科	内科	内科、外科、小児科	産婦人科	内科	内科、小児科	内科、眼科、小児科	内科、小児科	内科	内科、眼科	内科、小児科	耳鼻咽喉科	産婦人科	内科、小児科	内科、小児科	内科、小児科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科				
二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六

近藤 寿子	田中 禾一	須山 勉	渡辺 豊	山本 晴久	大坪 蔵六	梶谷 治男	木村 義郎	高橋 貞	野々村太郎	野坂 美水	須山 秋子	伊藤 道子	阿部 喜男	中曾 栄吾	田辺 正雄	近藤 寿子	田中 禾一	須山 勉	渡辺 豊	山本 晴久	大坪 蔵六	梶谷 治男	木村 義郎	高橋 貞	野々村太郎	野坂 美水	須山 秋子	伊藤 道子	阿部 喜男	中曾 栄吾	田辺 正雄																										
米子市彦名町	石井二四六	夜見町二、五	大篠津町	富益町六九六	大崎一、四二	一、七九	皆生一、九九	車尾八二五	上新印	蚊屋二八五〇	東町五五	西三柳	朝日町	角盤町三丁目	立町二丁目	米子市彦名町	石井二四六	夜見町二、五	大篠津町	富益町六九六	大崎一、四二	一、七九	皆生一、九九	車尾八二五	上新印	蚊屋二八五〇	東町五五	西三柳	朝日町	角盤町三丁目	立町二丁目																										
産婦人科、外科	内科、小児科	内科	内科	内科、外科、小児科	産婦人科	内科	内科、小児科	内科、眼科、小児科	内科、小児科	内科	内科、眼科	内科、小児科	耳鼻咽喉科	産婦人科	内科、小児科	内科、小児科	内科、小児科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科	産婦人科、外科																									
六六	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九	二〇	二一	二二	二三	二四	二五	二六	二七	二八	二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	四六	四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七	五八	五九	六〇	六一	六二	六三	六四	六五	六六

